

建築設計等委託業務監督・検査要綱

平成19年5月21日都市計画局長決定

平成21年4月8日改定

平成21年10月30日一部改正

平成30年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和4年3月1日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法第234条の2第1項、同法施行令第167条の15第1項及び第2項、京都市契約事務規則に定めるもののほか、本市が締結した都市計画局の所管に属する建築設計等の委託業務の適正な履行を確保するための監督及び検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建築設計等業務

ア 建築設計業務 建築工事及び建築設備工事に関する設計業務、設計意図伝達業務、建築及び建築設備に関する診断業務をいう。

イ 工事監理業務 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事に関する工事監理業務をいう。

ウ 土木設計業務 土木工事に関するコンサルティング（調査及び計画業務を含む。）、測量、地質・土質調査業務をいう。

(2) 契約図書 契約書、設計書、仕様書、図面及びその他の関係図書をいう。

(3) 監督員 地方自治法第234条の2第1項に規定する監督を行う職員で、総括監督員、主任監督員及び担当監督員をいう。なお、工事監理業務委託の場合は、監督員を監督職員に読み替える。

(4) 検査員 地方自治法第234条の2第1項の規定に基づく検査を行う職員をいう。

(5) 業務担当課 建築設計等業務を担当する課をいう。

(6) 所属長 業務担当課の長をいう。

(7) 受注者 本市と当該業務の契約を締結した者をいう。

(監督員の業務)

第3条 監督員は、次の各号に定める業務を担当する。

(1) 総括監督員

ア 受注者に対する指示、承諾又は協議、関連する業務の調整のうち重要なものの処理

イ 設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における当該措置を

必要とする理由その他必要と認める事項の契約部局に対する報告

ウ 主任監督員及び担当監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理

エ 上記事項に関する所属長への報告（総括監督員が所属長である場合を除く。）

オ 委託現場における体制等の点検に関する業務

(2) 主任監督員

ア 受注者に対する指示，承諾又は協議（重要なものを除く。）の処理

イ 設計図書の変更，一時中止又は打切りの必要があると認める場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の総括監督員への報告

ウ 契約図書に基づく工程の管理又は立会い若しくは検査の実施で重要なものの処理

エ 業務を実施するための詳細図（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾

オ 担当監督員の指揮監督及び3号に掲げる一般監督業務の掌理

カ 委託現場における体制等の点検に関する業務

(3) 担当監督員

ア 受注者に対する指示，承諾又は協議のうち軽易なものの処理

イ 設計図書の変更，一時中止又は打切りの必要があると認める場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の主任監督員への報告

ウ 契約図書に基づく工程の管理，立会い若しくは検査の実施（重要なものを除く。）

エ 業務を実施するための詳細図で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾

オ 委託現場における体制等の点検に関する業務

(監督員となるべき職員等)

第4条 監督員は，以下に定める職員が行うものとする。

(1) 総括監督員

ア 業務内容に即した担当課長で，所属長が認めた者

イ 業務内容に即した担当課長が配属されていない業務担当課にあつては，所属長

(2) 主任監督員

ア 所属長が認めた課長補佐・係長

イ 所属長が認めた主任級以下の職員

ウ 所属長が認めたその他の者

(3) 担当監督員

ア 所属長が認めた主任級以下の職員

イ 所属長が認めたその他の者

(受注者への通知)

第5条 所属長は，監督員を置いたときは，その氏名及び権限について監督員通知書（様式1）により受注者に通知するものとする。

2 所属長は、監督員を変更したときは、監督員変更通知書（様式2）により受注者に通知するものとする。

（検査の種類）

第6条 検査の種類は、以下のとおり定めるものとする。

（1）既済部分検査

ア 業務委託契約書（建築設計業務用）第42条（部分払）第3項の規定に基づく、既履行部分に係る完了検査及び第43条（部分引渡し）第1項及び第2項の規定に基づく、指定部分又は引渡部分に係る完了検査

イ 業務委託契約書（建築設計業務用）第58条（解除の効果）第2項の規定に基づく、既履行部分に係る完了検査

ウ 業務委託契約書（建築物に係る工事監理業務用）第14条（部分払）第2項の規定に基づく、履行部分に係る完了検査

エ 業務委託契約書第43条（部分払）第3項の規定に基づく、既履行部分に係る完了検査

（2）完了検査

ア 業務委託契約書（建築設計業務用）第36条（検査及び引渡し）第2項の規定に基づく、業務の完了検査

イ 業務委託契約書（建築物に係る工事監理業務用）第12条（履行の確認）第2項の規定に基づく、業務の完了検査

ウ 業務委託契約書第37条（検査及び引渡し）第2項の規定に基づく、業務の完了検査

（検査員の業務）

第7条 検査員は、契約図書に基づき、前条に規定する検査を行うものとする。

2 検査員は、業務の成果物が契約図書に定められた内容に適合しない場合は、監督員を通じて受注者に対して是正の指導又は第13条に基づく修補業務を指示するものとする。

3 検査員は、前項の規定に基づく修補業務等の指示を行った場合は、監督員に責任を持って履行させるものとする。

（検査員となるべき職員）

第8条 検査員は、所属長を充てることを原則とし、所属長が総括監督員を担当する場合には、所属長の属する部又は室の長が認めた課長級職員をその任に充てる。

（監督員と検査員の兼務の禁止）

第9条 所属長は、監督員と検査員を定める場合は、京都市契約事務規則第49条の規定に基づき、監督員が検査員の職務を兼務することのないように定めるものとする。

（監督・検査の公平）

第10条 監督員及び検査員は、各々の業務を実施するに当たっては、厳正かつ公平に行うものとする。

(既済部分検査の手続)

第11条 既済部分検査の手続は、以下に定める順序で実施するものとする。なお、既済部分に準じた検査の場合は、この手続を準用するものとする。

- (1) 監督員は、受注者から既済部分完了通知書(様式3)及び既済部分に係る成果物が提出され、その内容に不備がないと認めたときは、既済部分検査調書(様式4)及び既済部分検査確認通知書(様式5)を作成し、検査員に対して、これらの書類と既済部分に係る成果物を速やかに提出するものとする。なお、部分払の場合は、様式3の提出をもって請求があったものとする。
- (2) 検査員は、既済部分検査を行い、既済部分に係る業務の完了を認めた場合は、様式4の原本及び様式5の原本に必要事項を記入し、監督員に対して、これらの書類及び既済部分に係る成果物を返却するものとする。
- (3) 監督員は、前号に掲げる書類及び既済部分に係る成果物を受領したときは、受注者に対して、様式5を交付するものとする。

(完了検査の手続)

第12条 完了検査の手続は、以下に定める順序で実施するものとする。

- (1) 監督員は、受注者から完了通知書(様式6)及び成果物が提出され、業務の完了を認めたときは、業務種別ごとに定める各要領に基づき、成績評定を行う。
- (2) 監督員は、前項の規定に基づき成績評定を行ったときは、完了検査調書(様式7)を作成し、検査員に対し、これらの書類と成果物を速やかに提出するものとする。
- (3) 検査員は、前項の規定に基づき書類を受領し、業務の完了を認めた場合は、業務種別ごとに定める各要領に基づき、成績評定を行い、様式7の原本に必要事項を記入し、監督員に対して、これらの書類及び成果物を返却するものとする。
- (4) 監督員は、前号に掲げる書類及び成果物の返却を受けたときは、その結果を、受注者に対して通知するとともに、当該業務委託の契約を担当する課の長に対して、10日以内に様式7の写しを提出するものとする。

(修補)

第13条 修補業務を指示する場合は、以下に定める順序で実施するものとする。

- (1) 検査員は、修補等手直し業務指示書(様式8)を作成し、監督員を通じて、受注者にその原本を発行するものとする。
- (2) 監督員は、遅延日数の算定に当たっては、京都市都市計画局建築請負工事検査細目第11条の規定に基づき別に定める「履行遅滞による遅延日数の取扱いに関する運用基準」の修補の遅延日数の考え方に準拠して行うものとする。
- (3) 監督員は、受注者から完了日、受注者住所、氏名が記入された様式8の原本が提出され

た時は、その原本に完了確認印を押印のうえ、検査員に提出するものとする。

- (4) 検査員は、監督員から様式8の原本が提出されたときは、成果物により、その適否を再検査するものとする。
- (5) 検査員は、修補業務にかかる検査を行い、修補業務が完了したと認めた場合は、様式8の原本に押印し、監督員に返却するものとする。
- (6) 監督員は、検査員から様式8の原本を受領したときは、その写しを保存するとともに、その原本を受注者に交付するものとする。

(成績評定の要領)

第14条 第12条に規定する完了検査の成績評定は、業務種別ごとに以下に定める要領に基づき行うものとする。

- (1) 建築設計業務 京都市都市計画局建築設計等委託業務成績評定要領
- (2) 工事監理業務 京都市都市計画局建築工事監理委託業務成績評定要領
- (3) 土木設計業務 京都市都市計画局土木設計等委託業務成績評定要領

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日以降に契約した建築設計等業務について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日以降に契約した建築設計等業務について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日以降に契約した建築設計等業務について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日時点で履行中及びその後に契約した建築設計等業務について適用する。